

經濟論叢

第 156 卷 第 2・3 号

カンパニー制と持株会社解禁論……………	下 谷 政 弘	1
アパッティの有効需要論（2）……………	小 島 専 孝	27
欧州における航空自由化と航空政策の自律性…	戸 崎 肇	66
中国直接投資(FDI)導入における傾斜政策……	洪 詩 鴻	86
神戸市都市経営の一考察（2）……………	池 田 清	102
アメリカ年金会計にみる 完全未履行契約の認識……………	佐 野 哲 哉	115

平成 7 年 8・9 月

京都大學經濟學會

中国直接投資（FDI）導入における傾斜政策

——華僑資本、台湾資本に対する優遇傾斜政策の検討を中心に——

洪 詩 鴻

I FDI導入の特徴—二つの傾斜政策—

94年の中国にとって最大の目標の一つは、ガット復帰とWTOの加盟問題であったが、しかし、アメリカとの途上国地位供与と厳しい条件つきMFN（Most Favored Nation：最恵国待遇）供与などの問題交渉が難航したこと、及び中国国内市場の開放と外資・貿易に対する地域の差別待遇つまり「経済特区」の是正という問題が残るなど、交渉は順調には進まなかった¹⁾。WTOの中国加盟問題は、今後の世界貿易に大きな影響を及ぼす懸案であり、95年も引き続き交渉はつづくことになる。そこでの双方の争点の一つとなる統一的な貿易、投資体制にするための「経済特区」改善要求が、中国の貿易及びFDI導入の特徴の一つである、所謂国内地域の「階段式傾斜」²⁾優遇政策問題を浮き彫りにさせた。「階段式傾斜」というのは、国が指定した地域で外資がそれぞれ違う待遇を受けるものである。中国は79年より、改革開放と外資導入を決め、まず国内に、4つの経済特別区（88年に海南島が加わった）とそれにつぐ14の沿海都市、そして開放都市にある経済技術開発区、最後に一般の内陸地域をわけ、FDIを導入する際、金融、税制、輸出入比率などの面で地域によって違う待遇を与える政策をとった。これは中国FDI導入の一つの特徴である。

1) 中国のガット及びWTO加盟問題と交渉過程については、今井理之「中国の対外経済政策の展開と成果」『アジア経済』1993年1月号を参照されたい。

2) 「階段式地域傾斜」という呼び方は中国ではかなり一般化している、例えば方友義編「経済特区建設経験探索」厦門大学出版社、1992年。

この国内地域別「階段式傾斜」待遇の問題は、ガット交渉によりクローズアップされたが、しかしもう一つの傾斜問題は隠されがちである。それは海外の違う地域からくるFDIに対する優遇策の違い、つまり海外の違う地域からくる異なる資本に対する「傾斜」優遇の問題である。ここでは「資本別傾斜」とよんでおこう。この場合、一般外資、海外・香港・マカオの華人資本、台湾人資本に対する導入優遇策がそれぞれ異なり、結果的にそれぞれの地域からの投資先及びその性格にも違いをもたらした。こちらのほうは国際的に大きな問題になっていないようだが、その性格はむしろ中国国内の産業構造、技術発展の問題にかかわり、中国自身の発展戦略の問題になってくる。前者の国内地域傾斜上の特徴はこれまでの他の多くの国々の外資導入初期段階にも見られたそれと共通した特徴でもあり（たとえば韓国の馬山、台湾の高雄輸出加工区など）、やがて先進国資本からの圧力、中国の経済国際化、WTO加盟などで、資本進出の自由化と制限撤廃を余儀なくされることになり、自ずから解決していくと考えられるが、他方後者の資本別優遇傾斜問題は中国特有の特徴であり、一定の役割を果たしている。今日の華南経済圏の形成はそれに負うところ少なくなかろう。海外では華人資本の役割は大いに注目されているが、その形成過程及びその導入策についてはあまり議論されていない。又現状についての分析も欠けているように思われる。今日の中国はFDI導入の初期段階はすでに済み、これから産業構造の高度化を追求する段階に入ると思われるが、今後華僑、台湾資本優遇傾斜政策が産業の合理化、高度化と国際競争力向上に積極的な意味を持ち続けられるかどうかを再考する必要があるようにおもわれる。ポスト冷戦後の世界経済の動向はまさに巨大多国籍企業の利潤追求に主導されたものであり、今日の巨大多国籍企業はもはや資本の性格などは問題にせず、むしろリージョナル、グローバルに企業の戦略を建て、行動するので³⁾、資本の性格にこだわるよりも、FDI自身のもっている優位と中国の持つ優位を結合させ

3) 冷戦後の多国籍企業による世界経済統合の原動力については、たとえば杉本昭七編著『現代世界経済の転換と融合』がある。

ることが最適な基準になるのではなかろうかと考えられる。このような基準・視点で、いまの「資本別傾斜」政策が有効であり続けるかどうかについて検討してみたい。まず、この中国式特徴をもつ政策の生成過程とその役割を統計数字と突き合わせて整理し、その効果を確かめつつ、同時に各時期の現状と照合しながら、その合理性を検討して、若干の問題提起をしてみたい。

II FDIの導入過程と華僑資本、台湾資本優遇傾斜政策

外資導入は途上国の経済発展を速めるための有効な手段である。それには外債導入とFDI導入という二種類の方法がある。これまでのところ初期の韓国のような借款重視型と台湾のようなFDI重視型がある。中国は79年より、厳しい外貨不足を解消するため、そして香港、台湾、シンガポールの経験から学んで直接投資の受入れに力を入れた。政策策定時には、とくに台湾の輸出加工区と華僑資本吸収政策から多くの経験をえたと考えられる⁴⁾。このため、中国のFDI導入も経済特別区の設置と華僑資本誘致からはじまって、今日の中国のFDI誘致の二大特徴となった。その内経済特別区設置の「地域傾斜」政策は先に触れたが、ここでは華僑とその後の台湾資本への優遇傾斜政策を見てみたい。まずこれらの政策の成果として、現在の中国総固定生産資産の10%はFDIによるものであることを指摘しておこう。わけでも香港、台湾資本は1, 2位を占めることとなり(92年)⁵⁾、ここに中国の外資導入策、そして華人優遇策の成功がみられる。しかし、これらの成功の過程には紆余曲折があり、政策もその都度時勢に応じ、修正を加えられてきた。とくに、華僑資本、台湾資本導入のため、法令の制定、修正など多くの方策を講じてきた。それではこれらの資本に対し、どういう政策、法規があるのか、また、どういう背景で華僑資本、台湾資本に対して優遇政策を打ち出してきたかをみてみよう。

4) 台湾側からの経験については劉生誠吉、安田信之編『中国の開発と法』アジア経済研究所、1993年、10章を参照されたい。

5) 『中国対外経済貿易年鑑93』より。

中国のFDI導入は79年より本格的に始まったが、導入関連法とインフラの未整備もあってか、税収などの優遇条件は他のNIEs、ASEAN諸国よりも進んでいたにもかかわらず⁶⁾、初期のFDI導入は思うように進まなかった。依然として借款のほうが外資の大半を占めている。そこで広東、福建両省は香港との近接性と華僑ネットワークの利用を狙って、両省内に4つの経済特別区を設置した。それに一連の法整備をしながら、84年からの第一次対中投資ブームを迎えたが、この時期の華僑資本（大宗は香港資本）は全外資の80%も占め、華僑資本の利用は一応の成功を納めた。86年に一時投資が落ち込んだが、この時期以降さらなる投資促進と開放策を打ち出したため、華僑資本が再び急増した。89年の天安門事件後、対中投資は一時停滞した、中国は西側諸国の制裁への対応として、ここでも華僑資本、さらにこの時期には台湾資本に対し、一連の優遇策を打ち出して、誘致に努めた。その後西側諸国の中国市場への関心の高まりによって、再度ブームとなり、今日まで続いている。この時期88年の台湾政府の民間人大陸訪問解禁に呼応した台湾資本導入政策が効を奏して、台湾資本は92年には香港資本につぐ第二位の外資となった。以上の導入過程において、一般外資がまだ躊躇しがちな80年代前半には、かつての60年代の台湾と同じように⁷⁾、先兵的役割を華僑資本に期待した。そのため中央と地方政府は華僑資本、台湾資本を誘致するため、一般外資よりも優遇する条件や便宜を与えたりする。それら一連の政策を概観してみよう。

まず、79年以降FDIを導入するための中央レベルでの一連の重要な政策、法規を整理してみよう。（表1）

表1の全国レベルの政策と法規は全外資（華僑、台湾資本も含む）に対する導入促進の重要な法規・政策であり、これら以外にも税収、外貨バランス、土

6) 例えば、中国の法人所得税は一般地域33%で、シンガポール40%、タイ35-40%、マレーシア40%、台湾の一般企業35%以上。武超編「外商対華投資調研報告」財経出版社、282ページ、表10-1。

7) 台湾は50年代から華僑資本を導入した。52年に「華僑投資奨励法案」を制定、多くの保障と優遇を与えた。厦門大学台湾研究所「台湾研究集刊」1989年2月、85ページを参照。

表1

FDIを導入するための中央レベルの一連の重要な政策、法規

1979.	7	中外合資経営企業法
1980.	8	4つの経済特別区設置承認、広東経済特区条令制定
1983.	4	合併企業優遇措置を公表
1983.	9	中外合資経営企業法实施条例の施行 中外合資経営企業所得税法（改正）
1984.	5	14沿海港湾都市を経済開発区に指定
1984.	11	経済特別区、経済開発区の外国企業所得税、工商統一税減免規定
1986.	1	合併企業の外貨バランス問題に関する規定（100%外資企業の承認）
1986.	4	外資企業法を公布
1986.	10	外国投資奨励に関する規定（22ヶ条）を公布（輸出型企業、ハイテク企業優先原則）
1987.	7	台湾同胞投資奨励に関する規定を公布
1988.	8	日中投資保護協定の調印
1990.	4	中外合資経営企業法の改正案（外資側取締役会長承認）
1990.	8	華僑、香港、マカオ同胞投資奨励に関する規定を公布
1992.	6	サービス業、土地開発、国内市場部分開放決定
1992.	8	内陸部沿江省都にも沿海開放都市政策を施行決定
1994.	3	台湾同胞投資保護条例（国外で仲裁が可能等）

出所：

戚天常編「中国引進外資法律全書」中国政法大学出版社、93. 3

糸賀 丁編「対中投資実務ガイド」ICP出版、88年

香港中国经济出版社編「厦門投資環境」92年

「海外投資ガイド—中国」三和銀行、三和総研 94. 2

より整理作成

地使用、利益送金などの面で数多くの優遇政策に関する施行条例、細則などを公布している。上記の全国レベルの重要な基本政策、法規の中にも華僑、台湾資本にのみ適用する優遇措置がみられるが、そのほかにも「華僑投資の優遇について」、「台湾同胞の経済特別区での投資に関する特別優遇弁法について」の法令などが随時必要に応じて公布されてきた。勿論一般外資に対する優遇措置は華僑、台湾資本にも適用される。華僑、台湾資本に対する地方の政策も、中央の政策方針を受けて、地方レベルの具体的な条例や措置としてつぎつぎと制定された。とくに経済特別区のある南部地域では歴史的に海外華僑や、台湾と

の地縁、血縁関係が深く、外資導入は華僑資本、台湾資本から始められやすい。そのためこれらの地域で一連の地方条例や、優遇策はより早く、的確に作られていた。たとえば、広東省「経済特区条例」の香港、マカオ、台湾同胞優遇条例、汕頭の「台資導入具体措置」「台商奨励暫定規定」、福建省の「台湾同胞投資企業の土地管理弁法」「台湾企業資金送金規定」「台湾同胞投資の便利のための出入国規定」⁸⁾。厦門特区以外の海蒼、杏林両地区を台商投資区として指定するなど、優先的に台湾資本に同じ特別区の待遇を同地区で享受させる。そしてつい最近厦門市での「厦門在住台湾同胞の生活消費価格（内国人料金適用）に関する規定」⁹⁾、「厦門台湾同胞投資保障条例」（香港明報12月20日経済面 報道）など、南部沿海省の経済特別区という有利な条件の上に、さらに次々と打ち出された華僑・台湾資本への優遇条件を加えて、華僑・台湾資本にとっては、非常に有利な進出諸条件となった。さらに沿海省だけでなく内陸省でも、たとえば、「山西省台湾同胞投資奨励規定」など、各地方法規は各省が自己裁量で制定するもので、いちいち列挙することはできないが、全体として、華僑資本、台湾資本が一般外資より多くの優遇と便宜を享受できるようにとの基本的なFDI導入の姿勢が伺われる。以下どのように違うかを比較してみたい。各地で多少の差があるが、ここでは全国レベルの法規と特区、経済開発区内で適用される法規を整理してみる。具体的には外資にとって重要な関心事項である投資優遇条件（環境）をいくつかの項目に分けて比較してみることにする（表2の項目を参照）。各種資本に付与された同様な優遇策でも付与された年代順に注意しながら見ていきたい。

第2表から一般外資と華僑資本、台湾資本に対する待遇の違いがある程度読み取れるであろう。一言にして言えば、台湾資本に対して最大な優遇をあたえている。その次は香港資本に対するもので、最後は一般外資に対するものであった。第1表にもあったように、「台湾同胞投資奨励に関する規定」は88年に制定されたが、「香港、マカオ、華僑資本投資奨励に関する規定」は2年遅

8) 許星編「台港マカオ同胞及び海外華僑国内投資指南」華文出版社、1992年より整理。

表2 92年まで資本別優遇措置項目別比較表

	一般外資	華僑資本	台湾資本
参入可能な業種	運輸、不動産など第三産業の多くを制限	同 左	最初からはほぼ全業種可能
融資優遇	独資、ハイテク、輸出企業に優先	同 左	全業種可能
出資方式・比率	88年まで経済特区以外49%以下	90年から台湾資本と同待遇	25%以上、上限なし独資可
合併期間	十年以上	5-30年、延長可	制限なし
取締役会 人選	90年合弁法改正まで外資側会長就任不可	90年華僑投資奨励法成立まで不可、	制限なし、88年台湾投資奨励法に明記。
減免税	二減三免、その後33%、特区のみ15%	三免四減、その後20%ハイテク業種一般地域でも15%	四免五減、その後特区、台商投資区内全業種15%、生産高70%以上輸出なら10%
固定資産 償却期間	優遇なし	償却期間を早めることが認められる	同 左
製品の国 内販売	92年ハイテク製品申請可	許可された一定の比率の国内販売可	最初から30%国内販売可
再投資税 金還付	納税済み額の40%還付	納税済み額の50%を還付	同 左
土地使用 費用・許可など	特区内製造業のみ2年間20-30%徴収	一般外資よりさらに土地使用料10-30%減免、	建設期間及び操業後5年間土地使用料免除、五年後半免

注：表内は92年までの政策である。

出所：

許星編「台湾マカオ同胞及び海外華僑国内投資指南」華文出版社、92年

戚天常編「中国引進外資法律全書」中国政法大学出版社、93.3

香港中国经济出版社編「厦門投資環境」92年

方友義編「経済特区建設経験探索」厦門大学出版社、92年

れて90年に制定された。香港を中心とする華僑資本は投資で先発したにもかかわらず、待遇の面では差を付けられていた。その改善を求められ、90年の華僑資本投資奨励に関する規定が制定された。台湾資本にとっては、華僑・香港資本を優先させたことが台湾からの投資の低迷から脱却し、政治的統一という目

標を達成するための懐柔策でもあったと理解できよう。また台湾資本への誘致政策の変化はつねに政治情勢と「兩岸関係」に連動していて、政治的に利用する意味で、より迅速で、より多くの優遇策という点で台湾資本に傾斜している。政策と政治との連動関係を次表でまとめてみよう。

表3 兩岸交流の解禁開放政策連動関係一覧表

	台 湾 側 政 策	大 陸 側 政 策
86.10		外国投資奨励に関する規定 外資奨励関連法規整備
87. 7	中央銀行外貨統制を解除 大陸銀行との間接送金解禁	
87.11	民間人大陸旅行を開放	台胞投資奨励に関する規定 福州、厦門で台湾投資区指定、全 国に広がる。
88. 7		
89. 5		
89. 7	対大陸間接投資管理弁法	台湾同胞投資保護法
91. 1	対大陸間接投資を解禁	
93. 2	「大陸地区における投資と技術合 作の許可弁法」発表	
94. 3		

出所：

蔡宏明「中日対大陸投資比較研究」『問題と研究』33巻、93年1月

香港中国経済出版社編「厦門投資環境」92年

方友義編「経済特区建設経験探索」厦門大学出版社、92年

表3での両方の政策公布の時期をみれば、台湾資本に対する、豊富な資金と経営ノウハウの期待とともに、大陸側は随時政治的な考慮と兩岸関係の改善と変化に配慮した形での優遇政策を打ち出していることがわかる。結果的には、台湾は最大の優遇政策の傾斜地域となる。それでは、これらの傾斜政策を受けて、台湾資本、華僑資本並びに一般外資がどのような動きを示しているかを実際の統計数字で検証していきたい。そしてその数字の背後にある実際の状況を見ることによって政策成果を検証してみよう。

III 統計数字による検討と現状分析

まず93年までの各種類の外資導入実績（契約ベース）を見よう。（表4、図1、2）

表4 外資、香港（マカオ含む）、台湾の対中投資及び各年成長率（百万ドル）

	全外資	成長率	香港	成長率	台湾	成長率
83年	1,917		642		*	
84	2,874	50%	2,175	239%	*	
85	6,333	120%	4,134	90%	*	
86	2,834	-55%	1,449	-64%	*	
87	3,709	31%	1,973	36%	190	
88	5,297	43%	3,583	82%	218	15%
89	5,599	6%	3,244	-9%	432	98%
90	6,596	18%	3,943	22%	890	106%
91	11,976	82%	7,507	90%	1,389	56%
92	58,123	385%	41,531	453%	5,543	299%
93	111,430	92%	74,180	79%	8,580	55%

注：全外資は香港、台湾も含む。

84-92年までの数字は「中国データファイル93」JETRO、1993年、186ページより。

83と93年分の全外資部分は「中国統計年鑑94」より、香港部分は「兩岸経済交流と台湾」118ページより（JETRO 93、6渡辺利夫編）。台湾部分は蔡宏明「中日対大陸投資比較研究」『問題と研究』33巻93年1月より

一般的に中国への直接投資は4つの時期に分けられる⁹⁾。79-83年は揺籃期、85年は第一次ブーム期、86年は第一次ブーム後の停滞期、87、88年は第二次ブーム上昇期、89年はまた停滞期にはいり、そして第三次ブーム期は90年以降から今日までつづく。

表4と図1の最上段の線からもはっきりと三回のブーム変動が読み取れる。図1の香港資本（中位の線）と台湾資本（最下段）も概ね全外資と同じ傾向を示しているが、多少の開きもみられる。成長率でみれば、85年の伸び率が外資全体で急上昇し、香港資本は少し緩やかになった。実際にも83年まで80%以上

9) 対中投資の一般的分け方である。例えば、今井、前掲論文、三和総研、前掲書。

図1 外資、香港 (マカオ含む)、台湾の対中投資額 (91年まで)

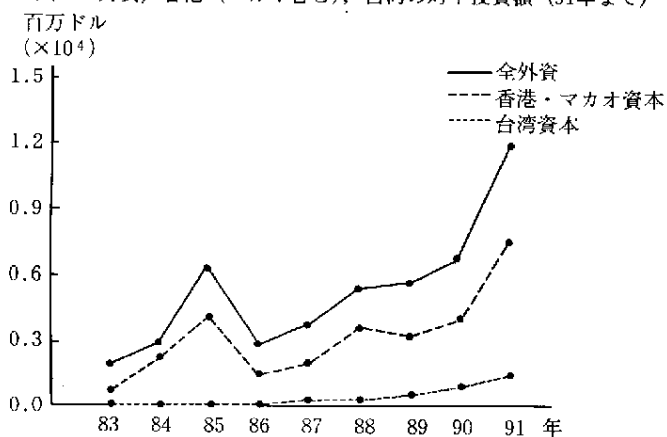
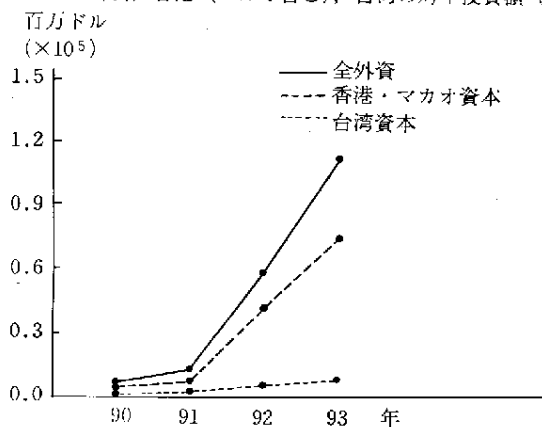


図2 外資、香港 (マカオ含む)、台湾の対中投資額 (90-93年)



を占めた香港資本は86年に60%ぐらいに下がってきた、その後の成長率変動は他の外資より激しい。92年以降は他の外資の成長率がリードしている、また比率も増える傾向にある (図4 参照)。台湾資本の場合は88年から伸び率が高い、90年から三者の中で一番伸び率が鈍いと見受けられる。絶対量も香港資本と比べれば、かなり大差を付けられていることがわかる。上記の推移がどういう状

況から生まれたのか、その結果が政策誘導と一致しているかどうかをみるため、つぎは各ブーム期ごとに、とくに香港、台湾資本の変化を政策要因（表1を参考）と関連させながら見ていこう。

83年まで外資の出足が鈍かったので、84年から中国は、沿海都市開放、権限の地方政府への委譲、減税などの措置をとることで、外資の第一次ブームを招来した。とくに経済特別区のインフラ整備が完備してきたので、香港資本が大挙進出してきた。83-84年の香港資本が全外資よりも急な勾配を示していることは特区への集中投資のためである。85年は他の外資も香港資本につられて大きく伸ばしている。86年の落ち込みはどちらも同じだが、香港資本はより大きい。ここでは外貨バランス問題や経済引き締めと投資業種の制限が大きな原因となった。とくに香港資本はホテル業に集中しており、それが制限業種になったため、大きく後退したのであろう。また香港資本はかなりの部分の資金調達に中国の銀行を使うため（これも優遇条件の一つである）、金融引き締めも直接響いた。87-88年は第二次ブーム期にはいり、香港資本はまた急上昇した。この時期から台湾からの投資が顕在化した。87年には台湾が外貨規制と大陸への間接送金、そして民衆の大陸旅行を解禁している¹⁰⁾。一方大陸側では88年に「台湾同胞投資奨励規定」が公布され、一層の優遇条件を与えたため、台湾の労働集約型産業の多くはこの時期に生き残りをかけて率先して、海を渡った。しかし、依然として全体額は小さかった。89年は天安門事件の影響で、再び落ち込みをみせた。とくに香港資本が敏感であった。それを打開するため、また台湾投資との差別への不満をある程度解消させるため、中国政府は90年に「香港、華僑投資奨励規定」を公布し、再びブームが到来した。香港資本はまたもや急成長をみせた。91年はより三者とも大きく成長をみせたが、他の外資のほうはますます成長が速く、比率も増える傾向であることが表4の比率と図2で読み取れる。他の外資の成長は、先進諸国とくに多国籍企業がつぎつぎと大プロジェクトを投入したことによると思われる、それらは今後もさらに続く見通

10) 台湾人の大陸旅行、投資解禁について、蔡宏明、前掲表4を参照されたい。

しである。これは表2にもあるように一般外資にも徐々により多くの優遇を与えたためと考えられるが、それよりもむしろ世界政治経済の動向によるものがより大きいといえよう。台湾資本の総投資額は92年に第二位まで成長したものの、成長率は依然として他の両者に劣る。全体として香港資本は一位を保っているが、その勢いの変動は激しい。

上記の統計数字 (契約ベース) で見てきたように中国は、華僑資本、台湾資本優遇傾斜政策により、一応の成果を納めたものの、結果として幾つかの問題点も抱えるように思われる。

数字の上では香港資本の変動の激しさがわかる。それは短期的、投機的、また小規模投資のものが多いため、政策変動に敏感に反応する、という特徴が見いだせる。台湾資本については、基数が小さいのと優遇政策がより多く享受できるため、もっと高い成長率が予想されるが、統計上では意外とも言える数字が出ている。とくに香港資本と比較した場合、かなり遅れをとっていることがわかる。台湾傾斜優遇政策の期待と実際の乖離が読み取れる。ここには台湾資本は政治的な要因によって、現段階では資本の論理の貫徹を阻まれるというもう一つの特徴がみられる。実際にも各地方では期待はずれのケースが少なくなかった。廈門の海蒼台湾投資区では、台湾プラスチックからの巨人投資が持ち込まれたが、インフラなど整備したものの、台湾政府の圧力で、とうとう実現しなかった¹¹⁾。現地廈門では、他の外資には当該地区を開放できないため、大きな負担になってしまっている。94年になって初めて中央政府は当該地域を一般外資へも開放することを認可した¹²⁾。これらの特徴は傾斜優遇政策の導入誘致効果のある程度の限界を表している。

この傾斜優遇政策の誘致効果について、導入された香港、台湾資本の実行

11) 台湾プラスチック社石油精製工場の廈門進出は、すでに協議書調印済みの段階にあったが、台湾經濟部が許可せず、かわりに台湾東部に用地を提供することで進出を阻止した。

12) 廈門側は中央の指示で3年間もその整備した用地を留保したままで、他の外資を受け付けなかった。94年の台湾プラスチック社の計画取り止め通達の後、一部を他の外資に開放。一部はまだ台湾プラスチックのために留保している。

ベース数字で再検討する必要がある。

先の数値的検討は契約ベースの数字によるものであり、全体傾向はある程度示すが、実行ベース数字で見れば、かなり下方修正をしなければならない。93年の契約ベースの数字では香港マカオなど華僑資本が一位で、台湾資本は二位、次は米国、日本となっているが、資本金の実行ベースでみた場合一位は香港で、二位は日本である。それは出資履行率で香港と台湾が契約ベース順位四位の日本(64.93%)、三位の米国(40.4%)よりも悪く、それぞれ28.63%と22.63%であったことによる¹³⁾。華僑・台湾資本は、中国国内で金融機関から融資優遇や、外資企業に対する免税優遇などを活用できるため、こういう現象が起きると考えられる。かつて華僑台湾資本の土地、不動産投資が優遇され、資金なしで名義のみを投機転売するケースも少なくなかった。最近はずこし改善されたが、それでも履行率は低い。

傾斜優遇政策の誘致効果に限界が出ていることがわかる。それ以上に、その政策施行過程において、それ自体から生ずる問題も無視できない。これは中国の全体の産業政策、中国経済の国際化への国際戦略にかかわる問題でもある。華僑・台湾資本に対する投資業種、期間、税優遇、投資形態などの傾斜優遇策は、導入産業の合理化、高度化、技術、ノウハウの習得及び製品の国際競争力の向上という基準からすれば、多くの問題点が潜んでいる。その現状は数字には出てこないが、現場からの指摘を幾つかとりあげてみよう。

まず、投資業種と規模に対する制限が少ない点は、一般外資には、輸出産業、ハイテクにのみあたえる優遇策だが、華僑資本、台湾資本にはより寛大に与えられた。そのため、華僑資本、台湾資本がホテル、不動産業と小規模、小資金の労働集約型産業に集中する現象が起きた。台湾の例で言えば、93年までの投資額からみる業種の順位は、ゴム製品・製靴が17%、電子・電器が14%、食品・飲料が11%、次は基礎金属、紡績などである、労働集約的な業種に集中していることがわかる¹⁴⁾。投資規模で言えば、例えば台湾企業の規模は92年まで

13) 蔡宏明「中日対人陸投資之比較研究」『問題と研究』第33巻第1期、1994.1、77ページ。

の平均は大陸側発表数字は88万ドル、台湾經濟部に届けた数字の平均は32.6万ドル、実際利用額は19.9万ドルとなっている。同期の日本の対中投資の一件当りの平均規模は150万ドルであり、台湾經濟部に届出た台湾企業の平均規模とは5倍の差がある¹⁴⁾。このように香港、台湾資本の対中投資は規模の小さい中小企業が先行していることで、優良立地やインフラ利用を先占しているため、後にくる資本集約型大企業、ハイテク企業の展開の足枷にもなっている。

資本比率に関わることなく早くから台湾資本には開放したため、台湾独資企業が多いのも一つの特徴となっている。全国の台湾資本の56%が独資である¹⁵⁾。しかし独資企業は技術移転の面でそれほど貢献がなく、それ自体の技術水準には先端的なものが少なく、80年代の世界水準の設備能力をもつ台湾企業は厦門では僅か5%しかないといわれている¹⁶⁾。中国の産業技術発展に貢献させる狙いとは程遠い現状にある。

合併期間及び投資期間が無制限であること、また3年(華僑資本)、4年(台湾資本)にわたる免税の優遇も悪用されがちである。免税期間が終わると財務操作で破産宣告して、すぐまた全く同様な内容の会社が別名で再スタートして再度3、4年の免税期間を享受することがある。

優遇政策は華僑、台湾から多くの資金を吸収した一方で、それまで特区内に投入した他の国からの資金、企業が弾きだされる傾向がある¹⁷⁾、労働集約型と小規模企業に集中することから、結果的に産業合理化と高度化には逆効果を齎らしかねない。

こうして中国は、一方で外資に輸出指向型工業化と技術移転の促進に期待したが、他方華僑資本と台湾資本に寛大な優遇策を与えたため、それにより生じた問題点が、中国の外資導入の政策目標と期待とは逆方向へ進むというジレン

14) 『経済前観』台湾中華経済研究院出版、1994.4、86ページ。

15) 蔡宏明、前掲論文、84ページを参照。

16) 同上。

17) 厦門大学台湾研究所翁成受教授とのインタビューによるもの。

18) 厦門の台湾、華僑優遇策により台湾・華僑資本が増える反面、一般外資が丁度反比例的に減少した。方友義、前掲書、328ページ。

マをかかえている。

IV む す び

88年以降、中国は一般外資にたいしても徐々に多くの優遇を与えるようになり、(表1を参照)さらに、意識的にハイテク産業を奨励するようになり、一般外資と華僑・台湾資本の差別が縮まってきている。90年以降一般外資の成長が速いことは図2でもわかる。中国にとって外資導入の初期段階はすでに済み、外資を選好する段階にきている。これからWTO加盟を目指す中国は、国内市場の開放も余儀なくされることになる。自国製品の高度化と国際競争力の向上はむしろこれからの重要課題になる。先に見たように傾斜優遇策は場合によっては、中国のこれからの産業構造高度化の足枷になる可能性をもっている。これまでは香港資本の先兵的役割の期待の上での優遇と、台湾資本に対する政治的見地からの優遇は必要であったかもしれないが、国内市場開放と資本自由化ともなって、すでに外資が急増してきている。これからも他の外資の中国市場への投資が急増すると予想される。とりわけ多国籍企業がいよいよ本格的に中国進出を目指している。中国がこれからの国際分業の位置づけを考える上では、もはや量的な誘致策の役目は終わってもよかろう。外貨取得のための外資誘致から本格的な技術導入あるいは第二次輸入代替への政策転換が求められている。

もう一つ注意すべき現象は、華南経済圏内の省への投資成長率がすでに減速していることである。中でも福建省の成長率は華東地域の他の省に抜かれている。例えば92年の外資導入額の契約、実行ベースとも江蘇省が福建省を抜き、第二位になった。一般外資が華東地域、さらに内陸地方にシフトした結果である¹⁹⁾。華南地方わけても福建は華僑・台湾資本に依存する傾向があり、華南経済圏を閉鎖的な華人経済圏にしてしまうと、逆に世界経済への参入や、固有の

19) 「中国データファイル93」JETRO 1993年11月、191、192ページによる。但し「中国対外経済貿易年鑑」各年版より。

優位性（交通、情報、金融、人的優位）を喪失しかねない。他の外資の導入によって、産業・製品の高度化、国際競争力の向上や、産業の合理化に努めるべきであろう。これらの目標は華僑・台湾資本だけでカバーできる性質のものではない。その上、現在台湾で遂行している「六年国家建設計画」の大型内需拡大プロジェクトによる資金吸収と産業構造高度化による資金需要によって、今後の対中投資は不透明になろう。華僑・台湾資本優遇のこれからの成果にも限界がでるであろう。それよりもすべての外資を平等にし、金融の近代化、新たなインフラ整備に努め、よりハイテク、高付加価値に向かう外資を導入し、新しい競争力の取得と持続的発展を可能にすることをこれからの課題にすべきであろう。